

【報酬改定版】 障害福祉サービスに係るQ&A

令和6年4月更新

広島県に質問のあった事項について、Q&Aを作成しましたので、参考としてください。

各質問のサービス種別は、質問のあった事業所の実施サービスを掲載しており、その他のサービスでも適用できる場合があります。

なお、広島県が指定権者となっていない政令市、中核市所管の事業所には適用されませんので、ご承知おください。

※あくまでも現時点での回答です。後日、国通知や国Q&Aで変更される可能性があります。

質問No.	分野	サービス種別	質問	回答
1	基本報酬算定区分	就労継続支援A型	体制届にある別紙35-2のスコア表（Ⅱ）生産活動において、以前はコロナ禍の年度を含めない旨の規定があったが、今回の体制届はそれが無いように思える。前々前年度はコロナ禍であるとの認識だが、過去3年に含めて考える必要があるのか。	結論としては含めることとなります。 令和6年3月19日付けで厚生労働省から、「新型コロナウイルス感染症への対応に伴う障害福祉サービス等報酬等について」の特別な取り扱いを廃止する旨の文書が発出されており、これに基づき、過去3年の扱いにおいてもコロナ禍の年度を含めることとなります。
2	目標工賃達成加算	就労継続支援B型	令和6年度の報酬改定により平均工賃の計算方法が変わりましたが、目標工賃達成加算における平均工賃は以下のように算出すればよいでしょうか？ 計算方法は下記の二通りだと認識しています。 従来：工賃支給総額÷延べ利用人数 改定後：工賃支給総額÷（延べ利用人数÷年間開所日数）÷12 【別紙24-2 目標工賃達成加算に関する届出書】 ①前々年における事業所の平均工賃月額（実績）→従来の計算方法 ③前年度における事業所の平均工賃月額（実績）→改定後の計算方法	お見込みのとおりです。
3	目標工賃達成加算	就労継続支援B型	目標工賃達成加算に関する届出書ですが、平均工賃月額等の②前年度において事業所が作成した工賃向上計画における目標工賃額（平均工賃月額）は、広島県事業所工賃向上計画（令和3年～5年）で提出している目標工賃でしょうか。	お見込みのとおりです。
4	目標工賃達成加算	就労継続支援B型	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2の問25の答えにおいて「目標工賃達成加算の要件を満たすために、工賃向上計画を修正する必要がある場合は、計画期間の途中でなくても修正して差し支えない」とあるが、これは令和5年度の計画の修正もふくまれるだろうか？	計画の修正は令和6年度～令和8年度の計画期間を想定されています。令和5年度は計画期間外の為、修正はできません。
5	栄養スクリーニング加算、栄養改善加算	生活介護	障害者支援施設入所者に対して、施設入所支援において栄養マネジメント加算を算定している場合、障害者支援施設が行う生活介護において栄養スクリーニング加算、栄養改善加算を算定することができますか。	施設入所支援で栄養マネジメント加算を算定している場合は算定できません。

6	人員配置体制加算	生活介護	<p>生活介護に係る従業員の員数を算定する場合の前年度の平均値を求める際は、サービスの所要時間が5時間以上7時間未満の利用者については、延べ人数に0.75を乗じた人数を開所日数で除して算出するとありますが、実際サービスを提供する際の配置についても同じ考え方でよいのでしょうか。</p> <p>例えば、「1.5：1」の人員配置、サービス所要時間6時間以上7時間未満、の場合</p> <p>20名の利用者が来所した日について</p> <p>①20名×0.75=15名 15名÷1.5=常勤換算で10.0名以上の職員を配置</p> <p>②20名÷1.5=13.33… 常勤換算で13.4名以上の職員を配置</p> <p>①、②のどちらの配置が必要でしょうか。</p>	①になります。
7	リハビリテーション加算	施設入所支援・生活介護	<p>外部契約した理学療法士が届出書にある要件を全て満たしていれば、リハビリテーション加算の申請はできますか。</p>	<p>一方で生活介護の人員基準には「利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数」の理学療法士等の配置を求められています。</p> <p>指定基準に定める職員は基本的には雇用関係になければなりません。委託契約は要件を満たしませんので、当該加算は算定できません。</p>